

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第67号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（平成12年岩手県規則第68号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
<p>第3条の3 [略]</p> <p>(採取等の届出)</p> <p>第8条 条例第8条の届出は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる届出書に同表の右欄に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。</p>	<p>第3条の3 [略]</p> <p><u>(掘削のための施設等の変更の許可の申請)</u></p> <p>第3条の4 省令第4条の3第1項の申請書は、別に定める様式による温泉掘削（増掘）施設等変更許可申請書によらなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、法第7条の2第1項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の掘削（法第11条第1項の増掘を含む。以下この項において同じ。）に係る温泉の存する敷地内に設置された防爆型の電気機器の設置状況を確認できる書類及び当該掘削の工程表を添付しなければならない。</p> <p>(ゆう出地の地目の変更等の届出)</p> <p>第8条 条例第8条の届出は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる届出書に同表の右欄に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。</p>																														
<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>届出書</th><th>添付書類</th></tr></thead><tbody><tr><td>条例第8条第1号の場合</td><td>別に定める様式による温泉採取届</td><td>ア 温泉を利用する施設の概要を記載した書類 イ 温泉を利用する施設の配置を示した図面</td></tr><tr><td>条例第8条第2号の場合</td><td>別に定める様式による温泉所在地変更届</td><td>土地の登記事項証明書等所在地の変更を確認できる書類</td></tr><tr><td>条例第8条第3号の場合</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>条例第8条第4号の場合</td><td>別に定める様式による温泉再分析届</td><td>温泉成分分析表の写し</td></tr><tr><td>条例第8条第5号の場合</td><td>別に定める様式によるゆう出路廃止届</td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	届出書	添付書類	条例第8条第1号の場合	別に定める様式による温泉採取届	ア 温泉を利用する施設の概要を記載した書類 イ 温泉を利用する施設の配置を示した図面	条例第8条第2号の場合	別に定める様式による温泉所在地変更届	土地の登記事項証明書等所在地の変更を確認できる書類	条例第8条第3号の場合	[略]		条例第8条第4号の場合	別に定める様式による温泉再分析届	温泉成分分析表の写し	条例第8条第5号の場合	別に定める様式によるゆう出路廃止届		<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>届出書</th><th>添付書類</th></tr></thead><tbody><tr><td>条例第8条第1号の場合</td><td>別に定める様式による温泉所在地変更届</td><td>土地の登記事項証明書等所在地の変更を確認できる書類</td></tr><tr><td>条例第8条第2号の場合</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>条例第8条第3号の場合</td><td>別に定める様式による温泉再分析届</td><td>温泉成分分析表の写し</td></tr></tbody></table>	区 分	届出書	添付書類	条例第8条第1号の場合	別に定める様式による温泉所在地変更届	土地の登記事項証明書等所在地の変更を確認できる書類	条例第8条第2号の場合	[略]		条例第8条第3号の場合	別に定める様式による温泉再分析届	温泉成分分析表の写し
区 分	届出書	添付書類																													
条例第8条第1号の場合	別に定める様式による温泉採取届	ア 温泉を利用する施設の概要を記載した書類 イ 温泉を利用する施設の配置を示した図面																													
条例第8条第2号の場合	別に定める様式による温泉所在地変更届	土地の登記事項証明書等所在地の変更を確認できる書類																													
条例第8条第3号の場合	[略]																														
条例第8条第4号の場合	別に定める様式による温泉再分析届	温泉成分分析表の写し																													
条例第8条第5号の場合	別に定める様式によるゆう出路廃止届																														
区 分	届出書	添付書類																													
条例第8条第1号の場合	別に定める様式による温泉所在地変更届	土地の登記事項証明書等所在地の変更を確認できる書類																													
条例第8条第2号の場合	[略]																														
条例第8条第3号の場合	別に定める様式による温泉再分析届	温泉成分分析表の写し																													

(譲渡の届出)

第9条 条例第9条の届出は、別に定める様式による温泉譲渡
(相続)届により行わなければならない。

2 [略]

(相続の届出)

第10条 条例第10条の届出は、別に定める様式による温泉譲渡
(相続)届により行わなければならない。

(譲渡の届出)

第9条 条例第9条の届出は、別に定める様式による温泉譲渡
届により行わなければならない。

2 [略]

(温泉の採取の許可の申請)

第10条 省令第6条の2第1項の申請書は、別に定める様式に
よる温泉採取許可申請書によらなければならない。

(温泉の採取の許可を受けた者である法人等の地位の承継の
承認の申請)

第10条の2 省令第6条の4第1項の申請書は、別に定める様
式による温泉採取許可承継(合併、分割)承認申請書によら
なければならない。

2 前項の申請書には省令第6条の4第2項に規定する書類の
ほか、法第14条の2第1項に係る許可書を添付しなければな
らない。

第10条の3 省令第6条の5第1項の申請書は、別に定める様
式による温泉採取許可承継(相続)承認申請書によらなけれ
ばならない。

2 前項の申請書には省令第6条の5第2項に規定する書類の
ほか、法第14条の2第1項に係る許可書を添付しなければな
らない。

(可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請)

第10条の4 省令第6条の7第1項の申請書は、別に定める様
式による可燃性天然ガス濃度確認申請書によらなければなら
ない。

2 前項の申請書には、法第14条の5第1項の確認の申請に係る
温泉の採取の場所におけるメタンの濃度の測定結果を確認で
きる書類を添付しなければならない。

(確認を受けた者の地位の承継の届出)

第10条の5 省令第6条の8第1項の届出書は、別に定める様
式による可燃性天然ガス濃度確認承継届出書によらなければ
ならない。

2 前項の届出書には省令第6条の8第2項に規定する書類の
ほか、法第14条の5第1項に係る確認済書を添付しなければ
ならない。

(温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請)

第10条の6 省令第6条の10第1項の申請書は、別に定める様
式による温泉採取施設等変更許可申請書によらなければなら
ない。

(温泉の採取の事業の廃止の届出)

第10条の7 省令第6条の11第1項の届出書は、別に定める様

<p>(利用の許可の申請)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 飲用に供することの許可申請の場合は、次に掲げる項目について検査を行った水質検査成績書の写し。ただし、第1号又は第2号の書類が分析後1年以内のものである場合には、エからケまでに掲げる項目を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>ウ 過マンガン酸カリウム消費量</u></p> <p>エ～ケ [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(申請書の提出部数)</p> <p>第16条 法第19条第2項並びに省令第1条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び第9条第1項の申請書は、正副2部提出しなければならない。</p>	<p><u>式による温泉採取事業廃止届出書によらなければならない。</u></p> <p>2 前項の申請書には省令第6条の11第2項に規定する書類のほか、<u>法第14条の2に係る許可書又は法第14条の5第1項に係る確認済書を添付しなければならない。</u></p> <p>(利用の許可の申請)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 飲用に供することの許可申請の場合は、次に掲げる項目について検査を行った水質検査成績書の写し。ただし、第1号又は第2号の書類が分析後1年以内のものである場合には、エからケまでに掲げる項目を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>ウ 全有機炭素 (TOC)</u></p> <p>エ～ケ [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(申請書の提出部数)</p> <p>第16条 法第19条第2項並びに省令第1条第1項、第3条第1項、第4条第1項、<u>第4条の3第1項</u>、第6条第1項、<u>第6条の2第1項</u>、<u>第6条の4第1項</u>、<u>第6条の5第1項</u>、<u>第6条の7第1項</u>、<u>第6条の10第1項</u>、第7条第1項、第8条第1項及び第9条第1項の申請書は、正副2部提出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第5条の規定に基づいて引き続き温泉の採取を行う者の温泉法施行条例の一部を改正する条例（平成20年岩手県条例第35号）による改正前の温泉法施行条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第5号の規定による届出については、この規則による改正前の温泉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第8条の表条例第8条第5号の場合の項の規定は、なおその効力を有する。

3 施行日前に温泉を採取する権利を相続した者の改正前の条例第10条の規定による届出については、改正前の規則第10条の規定は、なおその効力を有する。

4 施行日前に温泉法の一部を改正する法律附則第6条の規定に基づいて行われた可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に係る申請書については、この規則による改正後の温泉法施行細則第10条の4の規定の例による。